解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月十九日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月六日

兵庫県西宮市川西町二番三五―二〇五号

特定非営利活動法人ノッツ

清算人　勝田千恵美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月三十日、大分県教育委員会の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月六日

大分市上野丘二丁目一〇番一号

清算法人大分県立第一高等女学校同窓会

代表清算人　和田　文子

配当公告

名古屋市南区元塩町一丁目三六番地の三ホワイトキャッスル南ケ丘C棟一一〇一号

破産者　尾崎　文雄

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第二〇二九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二四〇、五三五、四四五円

一、配当することのできる金額

金一六、八四七、五八一円

平成二十三年一月六日

名古屋市中区丸の内一丁目二番九号長尾ビル四階

破産管財人　高柳　元

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市大迫町大迫第一二地割一五番地、最後の住所岩手県花巻市石鳥谷町上口一丁目三番地三　宝寿荘

被相続人　亡　川村ミノル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月六日

岩手県花巻市桜町一丁目四三番地三

相続財産管理人　弁護士　前田　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県さくら市草川六番地七、最後の住所栃木県那須塩原市二区町三五二番地九二小川日出男方

被相続人　亡　相馬　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月六日

事務所栃木県宮都宮市東宿郷六丁目四番一二号　近藤峰明法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　峰明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県栃木市大平町真弓一五六三番地一七、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　渡邊　偉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月六日

事務所栃木県宇都宮市東宿郷六丁目四番一二号　近藤峰明法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　峰明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区新堀二丁目一六番地二、最後の住所東京都江戸川区新堀二丁目二九番一二号

被相続人　亡　北林　丈郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月六日

事務所東京都港区虎ノ門三丁目一一番九号シュミット虎ノ門ビル五階

相続財産管理人　弁護士　髙田　千早

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区大塚二丁目一九番地、最後の住所埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野二五五一番地特別養護老人ホーム小鹿野苑

被相続人　亡　久行　幹子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月六日

神奈川県横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷町一丁目一番地四サーベイ横浜二〇二号室

相続財産管理人　司法書士　中澤　美香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市小島谷二一三二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　布施　寛隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月六日

新潟県長岡市幸町一丁目一二番一〇号

相続財産管理人　弁護士　髙野　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西蒲区和納二七六六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山田　乾二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月六日

新潟県新潟市西蒲区竹野町一四九〇番地

相続財産管理人　司法書士　淺野　南海荘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

山口県下関市綾羅木本町四丁目一番、最後の住所山口県下関市武久町二丁目五三番八号寿海荘

被相続人　亡　松本　貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月六日

山口県下関市彦島福浦町一丁目二四番二五号

相続財産管理人　日比野浩之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県京都郡苅田町京町二丁目七番地五、最後の住所北九州市小倉南区朽網東一丁目一番一三―二〇三号

被相続人　亡　西村　啓二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月六日

北九州市小倉南区田原新町二丁目九番一二―二〇二号

相続財産管理人　司法書士　島田　直明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県柳川市保加町二一番地、最後の住所福岡県三潴郡大木町大字笹渕一〇三〇番地一三

被相続人　亡　間野　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月六日

福岡県みやま市瀬高町小川一六六〇番地四

相続財産管理人　奈良田真作

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社アコード　株式会社アコード経営管理者紹介所

東京都品川区南大井六―二〇―九―三〇三

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年一月六日

東京都大田区蒲田一丁目二二番八号

株式会社アコード

代表取締役　石渡　義仁